

総務省行政相談センター

まぐみみ熊本

令和8年熊本地震により 被災された皆様への生活支援 窓口案内(熊本県版ガイドブック)

令和8年熊本地震により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
熊本行政評価事務所では、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するとともに、国民の皆様からのお問合せなどを受け付けております。
お困りになっていることがありましたら、お気軽にご利用ください。

【この生活支援窓口案内について】

- ・ 熊本行政評価事務所が収集した各機関等における支援策等の情報を掲載しています。
- ・ この冊子は随時更新しています。
最新版は、WEBをご確認ください。⇒⇒

URL : https://www.soumu.go.jp/main_content/001084949.pdf



【相談の受付】

- 令和8年熊本地震で被災された方のための

災害専用フリーダイヤル 0120-091-110

を開設します。(令和8年8月6日13:00から)

- ※ 受付時間：9:00～16:45(当面の間は土、日、祝日も受付)
- ※ 回線の状況によって、熊本行政評価事務所ではなく九州管区行政評価局(福岡県)、総務省本省(東京都)の担当窓口につながる場合があります。
- ※ 熊本県外からのご相談は、0570-090110をご利用ください。最寄りの行政相談センター「きくみみ」につながります。
- ※ 災害専用フリーダイヤルの開設までの期間は、以下までご相談ください。

- 行政相談専用ダイヤル **096-326-1100**

※ 受付時間：9:00～16:45(受付時間外は留守番電話)

- インターネット

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

まぐみみ熊本



総務省行政相談センター

総務省 熊本行政評価事務所

〒860-0047

熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階

< 目 次 >



1 住まいや身の回りのこと

- (1) [罹災（りさい）証明書の発行](#) (P. 1)
- (2) [被災した建築物・宅地の危険度判定](#) (P. 9)
- (3) [被災した住宅の応急修理](#) (P. 10)
- (4) [住宅の緊急の修理制度](#) (P. 12)
- (5) [被災住宅の障害物の除去制度](#) (P. 14)
- (6) [賃貸型応急住宅の供与](#) (P. 15)
- (7) [公営住宅の提供](#) (P. 17)
- (8) [宿泊施設の提供](#) (P. 18)
- (9) [住まいに関するお困りごとについて](#) (P. 20)
- (10) [災害ごみの処分について](#) (P. 20)
- (11) [無料入浴サービス](#) (P. 25)
- (12) [災害時における井戸水等の提供](#) (P. 26)
- (13) [災害ボランティアの依頼](#) (P. 27)
- (14) [熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業](#) (P. 29)



2 お金に関すること

- (1) [住宅の建設、補修等の融資](#) (P. 30)
- (2) [住宅ローン等の返済](#) (P. 30)
- (3) [災害弔慰金、災害障害見舞金の支給](#) (P. 31)
- (4) [金融機関に関する相談](#) (P. 32)



3 労働・雇用に関すること

- (1) [雇用保険失業給付の特例措置](#) (P. 34)
- (2) [特別労働相談](#) (P. 35)



4 役所の手続・公共料金

- (1) [国税の特別措置](#) (P. 36)
- (2) [県税の特別措置](#) (P. 37)
- (3) [市町村税の特別措置](#) (P. 37)
- (4) [公共料金の減免措置](#) (P. 37)
- (5) [年金証書等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予](#) (P. 38)
- (6) [登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合](#) (P. 39)
- (7) [旅券手数料の減免](#) (P. 40)



5 民間の手続（損害保険等）のこと

- (1) [損害保険に関すること](#) (P. 41)
- (2) [生命保険に関すること](#) (P. 41)
- (3) [預貯金通帳、印鑑を紛失した場合](#) (P. 42)



6 教育に関すること

[奨学金の緊急採用、返還期限猶予等](#) (P. 43)



7 事業経営に関すること

- (1) [中小企業・小規模事業者の特別相談窓口](#) (P. 44)
- (2) [農林漁業者向けの相談窓口](#) (P. 46)



8 医療機関等に関すること

- (1) [医療機関等の受診](#) (P. 48)
- (2) [介護サービスの利用](#) (P. 48)
- (3) [震災後のこころのケアについて](#) (P. 49)
- (4) [熱中症予防、エコノミー症候群等の対策](#) (P. 49)



9 その他の情報・相談 お役立ち情報ウェブサイト

- (1) [お役立ち情報ウェブサイト](#) (P. 53)
- (2) [災害に便乗した悪質商法等の相談窓口](#) (P. 53)
- (3) [ペットに関する相談等](#) (P. 54)
- (4) [災害サポート・レンタカーの無料貸出](#) (P. 54)
- (5) [熊本県弁護士会による無料相談](#) (P. 55)
- (6) [日本司法書士会連合会による無料相談](#) (P. 55)
- (7) [ガソリンスタンドの営業状況](#) (P. 56)



10 外国人向けの情報・相談窓口

[生活の困りごと、災害の時の案内など](#) (P. 57)

○ 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。

令和8年熊本地震により、熊本県内では次の21市町村が適用を受けています。

(7月28日現在)

熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、
合志市、美里町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、
氷川町、芦北町、津奈木町

【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和8年8月5日午前10時までに各機関等のホームページに掲載された情報等に基づき作成しております。

状況の変化等に伴い、担当窓口が変更されるなどにより、掲載された窓口では対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください（被災者支援の情報は、各関係機関・団体等のホームページで、随時、更新されています。）。

また、県や各市町村において住民向けの各種支援策を実施していますので、県やお住まいの市町村から出される情報についてもホームページ等でご確認ください。

- 2 被災者支援に関する各種支援制度の概要については、[内閣府ホームページ](#)をご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/kakusyuseido_tsujou.pdf





1 住まいや身の回りのこと

(1) 罹災（りさい）証明書の発行

- ◆ 「罹災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するもので、税金の減免、各種の支援金・融資の申請などに必要となる場合があります。
 - ◆ 罹災証明書の発行は、各市町村が行います。
 - ・ 「罹災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ なお、住家以外の店舗、事業所、工場、自動車、動産等について、「被災証明」等の名称で市町村が証明を行うことがあります。
 - ◆ 各市町村が被害状況調査を行います。この調査の前に、建物の撤去や修繕工事を実施する場合は特に、後日の被害認定ができるように、被害状況の写真をできるだけ多く撮影し、保管しておいてください。また、工事に係る事業者との契約書や見積書、領収書なども保管しておいてください。写真の撮り方は、8ページをご参照ください。
 - ◆ マイナポータルでの申請について
 - ・ マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで罹災証明書の発行を申請できます。なお、マイナポータルでの申請可否は、市町村によって対応状況が異なっておりますのでご注意ください。
 - ・ 申請の際、電子署名が必須となります。電子署名には、署名用の電子証明書として用いるための6～16桁の英数字の暗証番号（インターネットサイトのログイン等の際に利用する数字4桁の暗証番号とは異なります。設定は任意）が必要です。
 - ・ 罹災証明書をマイナポータルから申請することができる市町村や申請方法は[こちらをご確認ください](#)。
- 

◆ 罹災証明書の申請窓口

現時点で罹災証明書の申請を受け付けている市町村は以下のとおりです。

市町村名	窓口・電話番号	問合せ先	備考
熊本市	(住家・被災証明)	(住家・被災証明)	・受付時間は以下のとおり。 住家：平日9:00～16:00 事業者：平日8:30～17:15（休日（土日祝）は9:00～16:00）
	①中央区福祉課	①096-328-2312	・事業者向けの罹災証明書も発行。対象は、店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方 ・農水業関係の罹災証明書も発行。対象は農業又は水産業を営まれている方などで、農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等に被害を受けられた方 ・罹災証明書の対象とならない建物や家財等を対象とした被災証明書も発行 ・住家向けの罹災証明書の申請はマイナポータルでも対応 ・お住まいの区以外でも申請可能
	②東区福祉課	②096-367-9127	
	③西区福祉課	③096-329-5403	
	④南区福祉課	④096-357-4129	
	⑤北区福祉課	⑤096-272-1118	
	⑥託麻総合出張所	⑥096-380-3111	
	⑦河内総合出張所	⑦096-276-1111	
	⑧天明総合出張所	⑧096-223-1111	
	⑨幸田総合出張所	⑨096-378-0172	
	⑩城南総合出張所	⑩0964-28-3111	
	⑪清水総合出張所	⑪096-343-9161	
	⑫龍田総合出張所 (事業者)	⑫096-338-2231 (事業者)	
	⑬商業金融課 (農水産業関係)	⑬096-328-2424 (農水産業関係)	
	相談窓口	相談窓口	
	⑭農業支援課	⑭096-328-2384	
	申請窓口	申請窓口	
	⑮北東部農業振興センター農業振興課	⑮096-272-1117	
	⑯北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	⑯096-367-9137	
	⑰西南部農業振興センター農業振興課	⑰096-329-1158	
	⑱西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	⑱096-276-1114	
	⑲西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	⑲0964-28-3115	
	⑳水産振興センター	⑳096-311-4010	

市町村名	窓口・問合せ先	備考
八代市	市民税課 0965-33-4107	・現在は、電子申請システムによるオンライン申請のみ対応 申請フォーム  ・窓口申請は、令和8年8月10日から受付開始 ・受付時間：9:00～17:00 ※本庁会場においては、当面の間、土日祝日も受付 ・受付場所：八代本庁舎1階多目的ホール、各支所（坂本・千丁・東陽・泉・鏡）、日奈久出張所
水俣市	税務課固定資産税係 0966-61-1620	・受付時間：平日8:30～17:15 ・申請期限はやむを得ない事情がある場合を除き罹災から6か月以内 ・罹災証明書の対象にならない非住家や動産などに被害があったことを市に届出することで、証明書を交付する罹災届出証明書も発行 ・マイナポータルでも対応
山鹿市	防災監理課 0968-43-1113	・事務所、倉庫、カーポート、家具、塀、門扉等を対象とした被災証明書も発行 ・申請期限は、災害発生から原則3か月以内 ・マイナポータルでも対応
菊池市	・市民課 0968-25-7211 ・各支所市民生活課地域農政係	・受付時間：平日8:30～17:15 ・申請期日：令和8年10月30日（金） ※状況により変更する場合があります。 ・電子申請システムによるオンライン申請でも対応 申請フォーム 
宇土市	税務課固定資産税係 0964-27-3314	・受付時間：9:00～16:00（当面の間、受付終了時間を16:00から17:00に延長し土日祝日も対応） ※当日8:30から先着順に整理券を配布（当日対応予定の全ての整理券の配布が終了後は、翌日以降の対応可能日、対応予定時間枠を記載した整理券を来庁された方全員に配布） ・申請窓口：市役所庁舎1階会議室 ・マイナポータルでも対応

市町村名	窓口・問合せ先	備考
上天草市	①松島庁舎:市民課 ②大矢野庁舎:大矢野窓口センター ③姫戸統括支所 ④龍ヶ岳統括支所 0964-26-5520(税務課)	・マイナポータルでも対応 ・店舗、工場、事務所などの非住家や、家財、車両等を対象とした被災証明書も発行
宇城市	税務課資産税係 0964-32-1487	・受付時間：9:00～16:00（当面の間、土日も開設） ・受付場所：本庁新館1階第2会議室、三角支所2階大会議室、豊野支所2階大会議室 ・小川総合文化センターラポート、不知火支所での開始は未定 (注)災害状況や停電復旧等の理由により、日程・申請窓口が変更になる可能性があります。
天草市	①本庁：課税課 ②牛深支所：市民生活課 ③その他支所：まちづくり推進課 0969-32-6050（課税課）	・受付時間：平日8:30～17:15 ・マイナポータルでも対応 ・事務所、店舗、空き家等の住家ではない家屋や、家屋以外の構築物、車両等を対象とした被災証明書も発行
合志市	安全安心課 096-248-1555	・マイナポータルでも対応 ・住家以外の建物（倉庫、カーポートや車庫等）や、車両、家財等を対象とした被災証明書も発行
美里町	①中央庁舎：総務課 0964-46-2111 ②砥用庁舎：美しい里創生課 0964-47-1111	・受付時間：平日8:30～17:15 ・マイナポータルでも対応 ・家屋以外（ブロック塀やフェンス、カーポート、事業所、店舗など）を対象とした罹災届出証明も発行

市町村名	窓口・問合せ先	備考
大津町	防災交通課 096-285-5006	・住家以外の建物、家財、車両、設備等を対象とした被災証明書も発行 ・マイナポータルでも対応 ・8月3日から当面の間、各種申請や相談を役場1階に集約した「ワンストップ窓口」を開設。受付・相談できる主な手続は、①罹災証明書の交付申請、②被災証明書の交付申請、③災害ごみに関する申請・相談（処分手数料の免除申請など）、④住宅の緊急修理に関する受付・相談。 【持ってくるもの】 ○被害状況がわかる写真（建物や家財の全体、被害箇所の拡大写真など。） ○本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ※代理人が申請する場合は「委任状」が必要
菊陽町	危機管理防災課 防災安全係 096-232-2110	・マイナポータルでも対応 ・住家以外の建物（倉庫、カーポートや車庫、事業所、店舗等）や、車両、家財を対象とした被災証明書も発行 ・令和8年8月3日～6日まで、防災センター1階に特設窓口を設置
西原村	税務課 096-279-4395	・家財道具や倉庫、納屋、門扉、カーポート等を対象とした被災証明書も発行 ・申請場所：西原村役場 1階 税務課 ・受付時間 平日9:00～16:00
御船町	町民税務課 課税係 096-282-1114	・受付時間：平日9:00～16:00（11:00～13:30を除く） ・受付場所：1階ロビーの特設ブース ・倉庫、家財、自動車等を対象とした被災証明書も発行（担当課は町民税務課町民案内係096-282-1112） ・電子申請システムによるオンライン申請でも対応 罹災証明書  被災証明書 

市町村名	窓口・問合せ先	備考
嘉島町	税務課 096-237-2639	・受付時間：平日9:00～17:00 ・住家以外の建物（事務所、倉庫、カーポート、家具、塀、門扉等）を対象とした被災証明書も発行
益城町	税務課固定資産税係 096-286-3380	・受付時間：平日9:00～17:00 ・動産（倉庫、家財、自動車など）を対象とした被災証明書も発行 ・電子申請システムによるオンライン申請でも対応 罹災証明書  被災証明書 
甲佐町	税務課課税係 096-234-1112	・受付時間：平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く） ・電子申請システムによるオンライン申請でも対応 申請フォーム  ・住家以外（小屋、車庫、倉庫、店舗、工場、事務所、家財、車両等）を対象とした被災証明書も発行 ※オンライン申請に対応しているのは罹災証明書のみ
氷川町	総務課生活安全係 0965-52-7111	・令和8年8月6日から罹災証明のための全戸調査を順次開始します（調査のための申し込みは不要）。 ・罹災証明書の発行の流れ ①被害調査を実施 ②調査済証を掲示 ③調査済証に記載の【罹災証明書発行可能日】以降に、竜北体育センター（竜翔センター2階）へお越しください。 ④会場にて、調査済証を確認後、住民情報と照合し、その場で証明書を発行します。 ※ 調査は順次実施します。地区によって日程が異なりますので、調査済証をご確認ください。 なお、調査済証がない建物は、罹災証明書の発行に時間を要する場合がございます。

市町村名	窓口・問合せ先	備考
芦北町	①税務課住民税係 0966-83-9650 ②田浦支所 0966-87-1111	・受付時間：平日9:00～16:00 ・受付場所：本庁 1 階ロビー、田浦支所 1 階 ・マイナポータルでも対応 ・倉庫や車庫など住家以外を対象とした被災証明書も発行（担当課は、(1)農林水産課（農林水産業施設）、(2)商工観光課（商工観光業施設）、(3)総務課（その他の車庫、車、空き家））
津奈木町	住民課税務班 0966-78-5544	・受付時間：平日9:00～17:00 ・マイナポータルでも対応

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援を受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

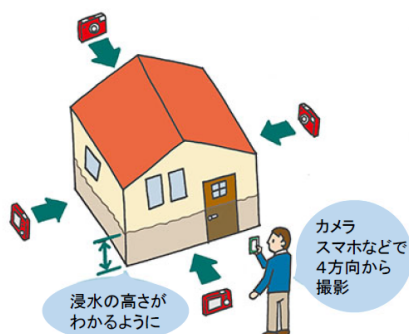
家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

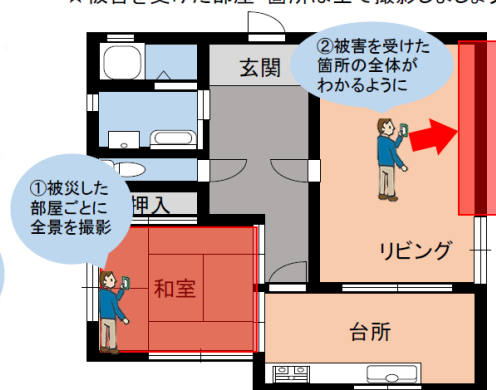
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。
＜想定される撮影箇所＞
内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



内閣府・△△県・〇〇市

(2) 被災した建築物・宅地の危険度判定

- ◆ 応急危険度判定は、被災した建物を対象として、市町村が余震による倒壊や落下物の危険性を調査し、建物への立ち入りの可否を判定するものです。
- ◆ 被災宅地危険度判定とは、被災した擁壁、のり面等を含む宅地を対象として、市町村が危険度を判定するものです。
- ◆ 判定に基づき、調査済みの建築物や宅地には、赤（危険）、黄（要注意）、緑（調査済）（宅地は青）の帳票が貼られ、立ち入りが制限されたりします。
- ◆ いずれも二次災害を防止・軽減するための判定であり、罹災証明を発行するための調査ではありません。

(建築物)

建築物 調査済 INSPECTED

◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます
◆建築物が使用可能です

建築物名称
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

建築物 要注意 LIMITED ENTRY

◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆必要に応じて補修する場合は専門家に相談下さい

建築物名称
記載:

注意事項
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

建築物 危険 UNSAFE

◆この建築物に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい

建築物名称
記載:

注意事項
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

(宅地)

調査済宅地 INSPECTED

◆この宅地の被災程度は小さいと考えられます
◆この宅地に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆必要に応じて補修する場合は専門家に相談下さい

宅地名称
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

要注意宅地 LIMITED ENTRY

◆この宅地に立ち入る場合は十分注意して下さい
◆必要に応じて補修する場合は専門家に相談下さい

宅地名称
記載:

注意事項
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

危険宅地 UNSAFE

◆この宅地に立ち入ることは危険です
◆立ち入る場合は専門家に相談して下さい

宅地名称
記載:

注意事項
記載:

調査済
判定年月 月 日 午前・午後 時分

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

調査機関 市町村 市町村 市町村 市町村

(3) 被災した住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法が適用された地域で、災害のために住宅被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分（屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備）について、市町村が応急的な修理を行い（市町村が修理業者に依頼し、修理費用を市町村が直接修理業者に支払う）、元の住家に引き続き住むことができるようにする、応急修理制度があります。
- ◆ 対象者（いずれにも該当）
 - ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること（中規模半壊、半壊若しくは準半壊の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯）。
 - ※ ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
 - ※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合は対象となります。
 - ※ 全壊であっても修理すれば居住することが可能であれば、対象となる場合があります。
- ◆ 基準額
1世帯当たりの限度額は以下のとおりです。
 - ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
757,000円以内（税込）
 - ② 準半壊の被害を受けた世帯
367,000円以内（税込）
- ◆ あらかじめご自身で業者から見積書等を取得し申し込む必要があります。
- ◆ 制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう写真を撮影してください。
- ◆ 修理業者に先に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。また、**本制度を利用した場合、公費解体制度、応急仮設住宅（建設型）制度等が利用できない場合があります。**

- ◆ 詳しくは、熊本県ホームページをご確認の上、以下の各市町村の窓口へお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	住宅政策課	096-328-2449	・ 申込期限及び完了期限：令和8年10月27日まで
八代市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
水俣市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
山鹿市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊池市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇土市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
上天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇城市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
合志市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
大津町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊陽町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
西原村	福祉課	096-279-3113	
御船町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
嘉島町	企画情報課	096-237-2641	※現在準備中
益城町	都市計画課	096-286-3340	・ 受付時間：原則平日9:00～17:00 ・ 完了期限：令和9年1月27日までに完了（完了報告書や修理写真等の提出まで）
甲佐町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
氷川町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
芦北町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
津奈木町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

熊本県ホームページ（【令和8年熊本地震】被災した住宅の応急修理について）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/275109.html>



(4) 住宅の緊急の修理制度

- ◆ 「住宅の緊急の修理制度」は、住宅が地震で被害を受けた後、雨水の侵入等を放置することにより被害が拡大することを防ぐため、住民からの申し込みに基づき市町村が、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するものです。
- ◆ 災害発生時点において居住していた住家が、半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯が対象で、納屋、車庫、空き家等は対象となりません。
※ 全壊であっても修理すれば居住することが可能であり、かつ、引き続き、当該住家に居住する意思がある場合には、対象となります。
- ◆ あらかじめご自身で業者から見積書等を取得し申し込む必要があります。
- ◆ 1世帯当たりの限度額は56,400円です（上限を超える部分は自己負担）。
- ◆ 制度の利用に当たっては、被害箇所・修理箇所が分かるよう写真を撮影してください。
- ◆ 修理業者に先に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。
- ◆ 詳しくは以下の各市町村の窓口へお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	住宅政策課	096-328-2449	・ 受付時間：原則平日9:00～16:00 ・ 完了期限：令和8年8月7日までに完了 ※期限は延長される可能性があります。
八代市	営繕課	0965-33-4401	・ 受付開始日未定（詳細は確認できた後で掲載します。）
水俣市	財政課	0966-61-1653	
山鹿市	福祉課	0968-43-1167	
菊池市	都市整備課	0968-25-7242	
宇土市	福祉課 福祉政策係	0964-27-3317	

市町村名	担当課	電話番号	備考
上天草市	都市整備課	0969-28-3366	・ 受付窓口：松島庁舎 2 階 都市整備課 ・ 受付時間：平日9:00～17:00
宇城市	①総務課（ブルーシートの配布） ②都市整備課（修理業者への依頼）	①0964-32-1111 ②0964-32-1694	・ ブルーシートの配布については、左記又はお住まいの各行政区長へお問い合わせください。
天草市	建築住宅課	0969-32-6797	
合志市	都市計画課	096-248-3855	
美里町	福祉課	0964-47-1116	・ 受付時間：8:30～17:15
大津町	都市計画課建築係	096-293-4011	・ 受付時間：平日9:00～17:00（水曜日は19:00まで受付） ※8月8日（土）は9:00～17:00まで臨時開設
菊陽町	施設整備課	096-232-6500	
西原村	保険衛生課保健衛生係	096-279-4389	・ 受付時間：8月1日～6日の 9:00～16:00
御船町	建設課都市計画係	096-282-1312	
嘉島町	企画情報課	096-237-2641	・ 受付時間：9:00～16:00（土・日も対応）
益城町	都市計画課	096-286-3340	・ 受付時間：原則平日9:00～17:00 ・ ご相談は次の相談フォームよりお願いします。 相談フォーム 
甲佐町	建設課	096-234-1183	
氷川町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
芦北町	健康福祉課 高齢者社会福祉係	0966-83-9667	
津奈木町	建設課	0966-78-3100	

(5) 被災住宅の障害物の除去制度

- ◆ 災害救助法が適用された地域では、半壊、半焼又は床上浸水した住家であって、災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合、市町村が障害物を除去する制度があります。
- ◆ 本制度は、生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであるため、「**賃貸型応急住宅の供与**」との**併給はできません**。
- ◆ 詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	土木総務課	096-328-2475	
八代市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
水俣市	土木課	0966-61-1624	
山鹿市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊池市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇土市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
上天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇城市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
合志市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
大津町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊陽町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
西原村	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
御船町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
嘉島町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
益城町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
甲佐町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
氷川町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
芦北町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
津奈木町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

(6) 賃貸型応急住宅の供与

- ◆ 熊本県及び熊本市では、令和8年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。
- ◆ 被災者・貸主・熊本県又は熊本市の三者契約が必要で、熊本県又は熊本市が借主となります。被災者と貸主で既に令和8年7月28日以降に契約されて入居済の場合は、三者契約を結び直すことで、支払済の費用のうち、熊本県又は熊本市負担分の一部を遡って精算することが可能です。
- ◆ 対象者は以下のとおりです。
 - ① 令和8年7月28日時点において、災害救助法が適用された市町村に居住する方
 - ② 令和8年熊本地震により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ・ 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
 - ・ 住家が半壊（中規模半壊及び大規模半壊を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ・ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
 - ・ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、半壊以上であって、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
 - ・ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
 - ③ 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない方
 - ④ **災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方**
- ◆ 賃貸型応急住宅の要件は以下のとおりです。
 - ① 熊本県内にある住宅で、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの
 - ・ 1人（単身）の世帯：5.5万円
 - ・ 2人の世帯：6.5万円
 - ・ 3～4人の世帯：9.5万円
 - ・ 5人以上の世帯：13万円
 - ※ 額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することもできません。
 - ② 貸主から同意を得ているもの
 - ③ 不動産仲介業者が斡旋した住宅であること
 - ④ 原則、耐震性が確認されている住宅であること

◆ 入居期間は入居日から2年以内になります。

※ 恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合、応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内となります。

◆ 詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	住宅政策課総務企画班	096-328-2989	・受付開始日については現在調整中
八代市	住宅課	0965-33-4122	<8月5日> ・受付時間：13:00～17:00 ・受付場所：八代市役所1階 会議室D <8月6日以降> ○平日 ・受付時間：9:00～17:00 ・受付場所：八代市役所1階 会議室D ○土・日・祝日 ・受付時間：10:00～16:00 ・受付場所：八代市役所5階 住宅課窓口 ※土・日・祝日は事前予約制となります。 左記電話番号にご連絡ください。
水俣市	都市計画課市営住宅係	0966-61-1621	
山鹿市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊池市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇土市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
上天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇城市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
合志市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
大津町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊陽町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
西原村	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
御船町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
嘉島町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

市町村名	担当課	電話番号	備考
益城町	福祉課 地域福祉係	096-234-6113	
甲佐町	福祉課	096-234-1114	・ 受付場所：町生涯学習センター(町役場内))ギャラリーモール内相談ブース ・ 受付時間：平日9:00～16:30（11:30～13:30を除く） ※8月8日（土）、9日（日）、11（火・祝日）は窓口を開設
氷川町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
芦北町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
津奈木町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

・ 熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/275223.html>



(7) 公営住宅の提供

◆ 熊本県では、令和8年熊本地震で住宅が損壊し、半壊以上の罹災証明書が取れる方を対象に県営住宅を無償で提供します。

※ 罹災証明書の提出は後日で構いません。

受付方法：先着順

受付場所：熊本県営住宅管理センター

住 所：熊本市中央区水前寺6丁目5番19号

電 話：096-213-2711

受付開始：令和8年8月6日～

受付時間：平日9:00～16:00まで（8月中は土、日、祝日も受け付けます。）

入居期間：6か月以内（最長1年以内で更新可）

◆ 詳細は、熊本県ホームページをご確認ください。

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/117/57462.html>



- ◆ また、現在、市町村の公営住宅でも一時提供を行っており、お住まいの市町村の公営住宅に入居できる場合があります。詳しくはお住まいの市町村の住宅部局にお問い合わせください。

なお、災害救助法が適用された市町村のうち、現在、公営住宅を一時提供していることが確認できた市町村は以下のとおりです。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	市営住宅課	096-328-2461	・入居可能日：令和8年8月14日頃から ・対象者：住宅の被害の程度が半壊以上の方（原則として罹災証明書が必要ですが、状況により後日提出でも可能） ・受付期間及び受付場所： 【市内在住者に限る】 ①令和8年8月6日 10:00～16:00 熊本市火の君文化センター 1階ロビー ②令和8年8月7日 10:00～16:00 熊本市火の君文化センター 1階ロビー ③令和8年8月8日 10:00～16:00 熊本市役所本庁舎14階 特設会場 【市内在住者、市外在住者】 ①令和8年8月9日 10:00～16:00 熊本市役所本庁舎14階 特設会場 ②令和8年8月10日以降 10:00～16:00 熊本市役所本庁舎9階 各市営住宅管理センター ※ 受付開始時間前に来場された方については、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込みの順番を決める抽選を行い、決定した順番で受付を行います。
水俣市	都市計画課	0966-61-1618	

(8) 宿泊施設の提供

【ホテル等への避難】

- ◆ 熊本県では、避難所での生活が長引く中、少しでも心身の負担を軽くし、安心してお過ごしいただけるよう、八代市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、甲佐町、氷川町にお住まいの方、又は避難されている方を対象に、ホテル等への案内を行っております。**被災されてホテル等への避難を希望される方であれば、どなたでもお申込みいただけます。**

- ◆ 避難先は、国・熊本県が確保するホテル等になります。状況によっては、県外になる場合などご希望に添えない場合があります。
- ◆ 宿泊費は原則公費負担となりますが、食費、宿泊税、入湯税等は自己負担です。
- ◆ ホテル等が送迎車を準備する場合などを除き、ホテル等までの移動手段は、ご自身での確保をお願いします。なお、ご自身での移動手段の確保が難しい場合は申込フォームの特記事項記入欄にてご相談ください。
- ◆ 期間は、お住まいの市町村の避難所が閉鎖されるまでの間で、各ホテル等が受け入れ可能な期間になります。状況により、別のホテル等にお移りいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 希望される方は、以下の申込フォームに必要事項を入力し、お申込みください。詳しくは、熊本県観光振興課（０９６－３３３－２３３２）にお問合せください。

申込フォーム

<https://logoform.jp/form/x4b6/1728328>



【熊本市宿泊支援事業】

- ◆ 熊本市では、令和８年熊本地震で被災し、１次避難所・車中泊・在宅避難での生活が困難な方のうちホテルや旅館等の宿泊施設への避難を希望される方を対象に、市内宿泊施設を提供しています。宿泊期間は、生活再建等の目途がつく１週間から１０日間程度が目安です。
- ◆ 対象者は、①高齢者（健康状態の悪化または不安がある方等）、②障害者（障害により、集団での避難生活が困難な方等）、③妊産婦、④乳幼児のいる世帯、⑤医療的な配慮が必要な方（医療機器の使用や難病等の持病がある方等）、⑥その他特別な配慮が必要な方です。
- ◆ 利用をご希望される方は、巡回する保健師又は避難所担当職員へご相談ください。なお、事業の詳細は熊本市健康福祉政策課にお問合せください。
お問合せ先：０９６－３２８－２３４０

(9) 住まいに関するお困りごとについて

- ◆ 住宅に関するトラブルや不安など、住まいに関するお困りごとについて、国土交通省から指定を受けた公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。

- ・ 住まいるダイヤル

連絡先：03-3356-5147

受付時間：平日10:00～17:00

- ◆ 災害等により被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索するサイトとして、国土交通省が協力している「住まい再建事業者検索サイト」があります。

- ・ 住まい再建事業者検索サイト

<https://sumai-saiken.jp/>



(10) 災害ごみの処分について

- ◆ 令和8年熊本地震により発生したごみを各市町村で受け入れており、罹災証明書の提示で、手数料が減免されることがあります。災害ごみを受入場所に持ち込む前に手続が必要となる場合もありますので、詳しくは、各市町村の窓口にお問い合わせください。現在受入れを実施している市町村は次のとおりです。

市町村名	担当課・電話番号	備考
熊本市	①廃棄物計画課 096-328-2359 ②中央区役所総務企画課 096-328-2610 ③東区役所総務企画課 096-367-9121 ④西区役所総務企画課 096-329-1142 ⑤南区役所総務企画課 096-357-4112 ⑥北区役所総務企画課 096-272-1112 ⑦東部環境工場 096-380-8211 ⑧西部環境工場 096-329-0900 ⑨扇田環境センター 096-245-2696	・申請受付時間： ①～⑥は月曜日～金曜日の8:30から17:15まで ⑦～⑨は月曜日～土曜日の8:30から16:30まで ・申請に必要なもの： (1)罹災証明書（コピー）又は、罹災の状況がわかる写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】 (2)持ち込む廃棄物の写真（コピー用紙に印刷したものも可）【必須】 (3)委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】
八代市	循環社会推進課 0965-34-1997	・受入期間：8月3日～12月末まで（毎週木曜日を除く） ・受入時間：9:00～16:00（11:30～13:00を除く） ・受入場所：八代市水処理センター西側 ・必要なもの：身分証（免許証・マイナンバー等）、委任状（代理の方が持ち込まれる場合のみ）
水俣市	環境クリーンセンター 0966-62-4101	・搬入場所：環境クリーンセンター（水俣市築地9-40） ・受入期間：令和8年7月30日から当面の間 ・受入時間：平日9:00～16:00（12:00～13:00を除く）
山鹿市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊池市	環境課廃棄物対策係 0968-25-7217	・処理手数料等の減免を希望される方は、罹災証明書又は罹災届出証明書をお持ちの上、事前に環境課の窓口までお越しください。

市町村名	担当課・電話番号	備考
宇土市	環境交通課 0964-27-3316	・ 搬入場所：宇城クリーンセンター（宇城市松橋町萩尾1775-3） ・ 搬入期間：令和８年８月７日まで ※８月８日からは（有）CSネットワークに災害ごみ仮置き場を開設（詳細は別途お知らせ） ・ 受付時間：8:30～15:30（12:00～13:00は除く。16:00までに搬入完了が必要） ・ 必要なもの：ごみ処理手数料減免申請書・罹災証明書又は被災証明書のどれか一つ、身分証明書、実際に持ち込みをするごみまたは被災状況が分かる写真 ※コンクリートや瓦、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、石膏ボード、スレート板を持ち込む場合は８月８日から（有）CSネットワーク（宇土市松山町3941）で開設する災害ごみ仮置き場に搬入
上天草市	環境衛生課 0964-26-5524	・ 設 置 場 所 ： 串 漁 港 （ 大 矢 野 町 ） 、 松島総合センターアロマ駐車場（松島町） ※場所によって出せる品目が異なります。 ・ 設置期間：令和８年７月31日～８月16日（月曜日を除く） ・ 設置時間：9:00～16:00 ・ 受付方法：本人確認及び免許証等による身分証確認を実施
宇城市	衛生環境課衛生環境係 0964-32-1598	・ 開設期間：令和８年７月31日から８月７日まで ・ 受付時間：8:30～15:30（12:00～13:00は除く） ・ 搬入場所：宇城クリーンセンター ・ 必要書類：減免申請書（HP及び宇城市内避難所に設置）
天草市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
合志市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	住民生活課 0964-46-2116	・ 開設場所：美里町農山村広場（美里町坂貫759番地） ・ 開設期間：令和８年７月31日から８月30日（月曜日を除く） ・ 開設時間：9:00～16:00（12:00～13:00を除く）

市町村名	担当課・電話番号	備考
大津町	環境保全課 096-293-3113	・申請受付期間：令和8年8月3日～31日（最終持ち込みは9月18日） ・申請受付時間：平日9:00～17:00（水曜日は午後7時まで延長）。8月8日（土）は9:00～17:00まで臨時開設。 ・申請方法：大津町役場1階ロビーにて「災害廃棄物搬入減免申請書」を記入し提出。内容確認後「搬入許可書」を発行 ・必要な持ち物：罹災証明書または被災証明書の写し、被害状況が確認できる写真、本人確認書類
菊陽町	環境生活課 096-232-2114	・罹災証明書が発行された場合、または被災証明書を届け出た方に、環境生活課の窓口において、災害ごみに関する処分手数料の減免について案内します。
西原村	保健衛生課 096-279-4389	・受入期間：令和8年7月30日～8月7日（土日含む） ・時間：9:00～16:00 ・受付場所：西原村役場1階保健衛生課窓口 ・仮置場の場所：村民グラウンド西側（旧：西原村トレーニングセンター、西原村布田1517-1） ・必要なもの：申請書、被災した物等の写真、身分証明書 ※必要なものをもって保健衛生課で申請した後、仮置き場に搬入
御船町	環境保全課環境衛生係 096-282-1604	・受入期間：令和8年7月31日～8月28日 ※日、水、月14、15日は閉鎖 ・受付時間：9:30～16:00(12:00～13:00を除く) ※8月6日から受付停止時間が11:30～13:30に変更 ・受付場所：御船町ゲートボール場（御船町町民グラウンド西側駐車場） ・必要なもの：本人確認証（免許証又は保険証等）、罹災証明書等 ※罹災証明等がない場合、聴き取り・写真等で被災状況を確認して受入

市町村名	担当課・電話番号	備考
嘉島町	水環境課 環境係 096-237-2652	・受入期間：令和 8 年 8 月 1 日～31日 ・受入可能時間：8:30～16:30（11:30～13:30除く） ※日曜日を除く（ただし、9日は受入）。 ※令和 8 年 8 月11日～16日を除く。 ・受付場所：くまトヨスポーツパーク(嘉島町総合運動公園)西側駐車場及び広場 ・必要なもの：運転免許証等本人確認書類
益城町	住民課環境衛生係 096-289-8077	・開場時間：9:00～16:00（12:00～13:00を除く） ・会場期間：8月3日～10日、8月17日～9月11日 ・搬入場所：旧中央小学校跡地グラウンド（益城町大字福原690番地1） ※毎週土日（※8月8日、9日は開場）、8月11日～16日は休場 ・必要なもの：被災証明書（コピー可。ただし、スマホ等で撮影したものでは受付できません。）
甲佐町	環境衛生課環境衛生係 096-234-1169	・開設期間：平日令和 8 年 7 月30日～8月21日 ・受入時間：9:00～16:00（12:00～13:00を除く） ・搬入場所：旧白旗グラウンド(早川2100番地2)ヤマキフーズ甲佐工場横 ・必要なもの：運転免許証等本人確認書類
氷川町	町民課 0965-52-5851	・受入期間：8月3日～（8月10日を除く） ・終了日：未定 ・受付時間：9:00～15:45（11:45～13:00を除く） ・開設場所：竜北グラウンド駐車場（氷川町野津3134番地） ※仮置き場の受付で本人確認書類を提示してください。
芦北町	清掃センター 0966-86-0277	・持込先：岩崎グラウンド駐車場、計石公民館先空地 ・受入時間：9:00～16:00（11:30～13:00を除く）
津奈木町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。

(11) 無料入浴サービス

- ◆ 一部の市町村では、令和8年熊本地震で被災し、避難所や車中等で生活している方や、ご自宅の入浴設備が被災するなどして入浴ができない方を対象に、協力公衆浴場を無料で利用することができます。

施設のご利用に当たっては、市町村が発行する証明書等及び石鹸、タオル等の入浴に必要なものをご持参ください。また、公衆浴場の受付では、証明書等を提示のうえ、受付票に住所、氏名、年齢を記載していただく必要があります。

- ◆ 現在、熊本県又は熊本市による無料入浴サービスを実施している市町村は以下のとおりです。詳しくは、各市町村にお問い合わせください。

市町村名	担当課	電話番号	備考
熊本市	生活衛生課	096-364-3187	
八代市	健康福祉政策課	0965-33-4003	
水俣市	経済観光戦略課	0966-61-1629	
宇土市	福祉課福祉政策係	0964-27-3317	
上天草市	観光おもてなし課	0964-26-5512	・実施期間：令和8年7月31日から8月28日 ※復旧状況により変更となる場合あり
宇城市	社会福祉課 地域福祉係	0964-32-1387	
天草市	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
御船町	危機管理防災係	096-282-1111	・ミフネテラス1階大浴場 ・受け入れ期間：～8月5日（水）23:00 ・営業時間：5:30～23:00（最終受付22:00）
嘉島町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。
氷川町	確認中		対応窓口等を確認できた後で掲載します。

※ 居住地の市町村名がこちらにない場合でも、入浴施設等を無料開放している場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

- ◆ 居住市町村に協力施設がない場合でも、以下のウェブサイトに記載の施設をご利用できます。

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/244416.html>



- ◆ 第十管区海上保安本部や自衛隊でも入浴支援等を行っています。詳しくはXアカウントをご確認ください。

第十管区海上保安本部Xアカウント

https://x.com/JCG_10th_RCGH



防衛省・自衛隊Xアカウント

https://x.com/ModJapan_saigai



(12) 災害時における井戸水等の提供

- ◆ 各市町村では被災者の方に井戸水を提供している場合があります。熊本県では、各市町村等で公表されている利用可能な井戸情報をホームページに掲載しております。

・ 熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/49/275636.html>



- ◆ 湧き水の情報はこちらをご確認ください。

・ [地下水財団 Instagram](#)



・ [地下水財団 Facebook](#)



- ◆ 宇城・八代地域における利用可能な井戸水は以下のとおりです（熊本県ホームページから抜粋）。

令和8年熊本地震で被災した宇城・八代地域で

利用可能な井戸水等

	場 所		用 途
1	三角防災拠点センター	宇城市三角町波多 619	生活用水 (飲用不可)
2	不知火防災拠点センター	宇城市不知火町高良 2273-1	
3	松橋西防災拠点センター	宇城市松橋町松橋 564-2	
4	松橋東防災拠点センター	宇城市松橋町豊福 1786	
5	小川防災拠点センター	宇城市小川町江頭 100	
6	豊野防災拠点センター	宇城市豊野町糸石 3140-3	
7	ウイングまつばせ	宇城市松橋町大野 85	
8	八代市役所本庁舎	八代市松江城町 1-25	
9	会地公園	八代市上野町字碓塚 1844-1、 大村町字大間 462-1	
10	新八代駅がめさん公園	八代市西片町 1516-6	
11	東中洲児童公園	八代市黄金町 7、弥生町 5	
12	日置公園	八代市日置町字羽須和 228-1	
13	植柳新町西児童公園	八代市植柳新町一丁目 19 号 1	
14	肥後銀行松橋支店	宇城市松橋町松橋 920-1	
15	肥後銀行八代支店	八代市北の丸町 3-40	

※飲料水としてのご利用はできません。生活用水・雑用水としてご利用ください。

※容器はご自身でご準備をお願いします。

(13) 災害ボランティアの依頼

- ◆ 各市町村のボランティアセンターでは、被災された方からボランティア活動の依頼を受け付けています。熊本県社会福祉協議会のホームページ（熊本県災害ボランティア情報）等に掲載されているボランティアセンター設置市町村は以下のとおりです。依頼できる内容など、詳しくは、各市町村ボランティアセンターにお問い合わせください。

窓口	連絡先	備考
熊本市災害ボランティアセンター	080-1535-1141 080-1532-0617	・受付時間：9:00～16:00 ・オンライン申請は24時間対応 申請フォーム 
八代市災害ボランティアセンター	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇土市災害ボランティアセンター	0964-23-3756	・受付時間：9:00～16:00
宇城市災害ボランティアセンター	080-5063-9672 080-5063-9989 0964-32-1316	・令和8年8月5日から受付開始 ・受付時間：9:00～16:00
美里町災害ボランティアセンター	080-5063-9634	・受付時間：9:00～16:00
御船町災害ボランティアセンター	070-7628-1360 070-4783-6141	・受付時間：9:00～16:00 ・受付は令和8年8月31日まで
嘉島町災害ボランティアセンター	096-237-2981	・受付時間：9:00～16:00 ・FAX(096-237-3508)は24時間受付
益城町災害ボランティアセンター	080-8427-8981 090-4583-1922	・受付時間：9:00～16:00 ・FAX(096-289-0050)は24時間受付 ・オンライン申請でも対応 申請フォーム 
甲佐町災害ボランティアセンター	096-234-1192	・受付時間：8:30～16:00
氷川町災害ボランティアセンター	080-5067-9065 080-5066-9504 080-5066-9457 080-5066-9251	・受付時間：9:00～16:00
芦北町災害ボランティアセンター	0966-86-0294	・受付時間：9:00～16:00

熊本県災害ボランティア情報

<https://www.fukushi-kumamoto.or.jp/kvc/>



(14) 熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業

- ◆ 熊本県では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方の安全な地域（イエローゾーン外）への移転を促進する「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」を実施しています。

対象者：土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある建築物（土砂災害危険住宅）に、自己用住宅（賃貸住宅除く）として居住している方

主な交付要件：①土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に、区域指定日前から居住していること

②これまで住んでいた住宅（土砂災害危険住宅）の除却

③土砂災害警戒区域（イエローゾーン）外への移転

④熊本県内への移転

※②～④は交付決定後に実施する必要があります。

補助上限額：300万円（一申請当たり）

対象経費：住宅除却費、移転経費、住宅建設・購入費、移転先住宅のリフォーム代、賃貸住宅の賃貸料（1年分）等

- ◆ 申請時に被災者生活再建支援制度の支給対象者又は自然災害等のやむを得ない事情で仮設住宅、避難所、親戚宅等の仮住まいに居住している方も、本事業の対象となります。
- ◆ 詳しくは、熊本県砂防課防災管理班（096-333-2533）にお問合せください。



2 お金に関すること

(1) 住宅の建設、補修等の融資

◆ 災害復興住宅融資について

○建設、購入

災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金又は購入資金に対する融資です。

○補修

災害で住宅に被害を受け、罹災証明書を交付されている方が利用できる住宅復旧のためのリフォーム資金に対する融資です。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・災害専用ダイヤル：0120-086-353

営業時間：9:00～17:00（祝日・年末年始を除き土日も利用可）

- ・ウェブサイト：<https://www.jhf.go.jp/fukkou/index.html>



◆ 各金融機関の被災者向けの特別融資については、各金融機関にお問い合わせください。

(2) 住宅ローン等の返済

◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害債務整理ガイドライン）があります。

詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。

- ・全国銀行協会相談室

0570-017-109 又は 03-5252-3772

（受付：月～金（祝日及び銀行の休業日を除く）の9時～17時）

- ・ 自然災害債務整理ガイドライン(※)
<https://www.dgl.or.jp/guideline/>



(※) 自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主が、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が生じることが考えられます。そのような債務者が一定の要件を満たした場合に、法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方のご遺族や、災害により障害を受けた方に対し、災害弔慰金や災害障害見舞金が支給されます。

	対象者	区分	支給金額
災害弔慰金	災害により亡くなられた方（災害関連死を含む）の遺族	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害による負傷、疫病で精神又は身体に著しい障害を受けた方	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円

- ◆ 詳細は、各市町村の災害弔慰金等担当課にお問い合わせください。

市町村名	担当課	連絡先
熊本市	①健康福祉政策課	①096-328-2972
	②中央区福祉課	②096-328-2312
	③東区福祉課	③096-367-9127
	④西区福祉課	④096-329-5403
	⑤南区福祉課	⑤096-357-4129
	⑥北区福祉課	⑥096-272-1118
八代市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
水俣市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
山鹿市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊池市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇土市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
上天草市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
宇城市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。

市町村名	担当課	連絡先
天草市	健康福祉政策課	0969-24-8805
合志市	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
美里町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
大津町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
菊陽町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
西原村	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
御船町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
嘉島町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
益城町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
甲佐町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
氷川町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
芦北町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。
津奈木町	確認中	対応窓口等を確認できた後で掲載します。

(4) 金融機関に関する相談

- ◆ 金融庁では、令和8年熊本地震の被災者の皆様からの各種民間金融機関等の窓口に関するお問合せや民間金融機関等とのお取引に関するご相談等を受け付ける相談窓口を開設しています。

・ 令和8年熊本地震金融庁相談ダイヤル

電話での受付：0120-156811

※ IP電話からは03-5251-6813におかけください。

FAXでの受付：03-3506-6699

メールでの受付：saigai@fsa.go.jp

文書での受付：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室

受付時間：平日10:00～17:00（電話での受付）

※ FAX、メールは24時間受付

- ◆ 民間の金融機関において、令和8年熊本地震の影響を受けた事業者や個人の預金や融資に関する相談を受け付ける相談窓口を開設しています。

詳細は以下をご覧ください。

機関名	お問合せ先	ホームページ
肥後銀行	096-326-8607	肥後銀行 
熊本銀行	096-385-1141	熊本銀行 



3 労働・雇用に関すること

(1) 雇用保険失業給付の特例措置

- ◆ 災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申出や、やむを得ない理由を証明する理由は不要）。
なお、失業の認定日を変更された方は、変更後の認定日の前日までの失業認定を一括で行います。
※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。
- ◆ 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。
※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。
- ◆ 災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。
- ◆ ご不明な点はお近くのハローワーク又は熊本労働局職業安定課（電話：096-211-1703）にお問い合わせください。

(2) 特別労働相談

- ◆ 熊本労働局では、令和8年熊本地震の影響による労働相談に対応するため、特別労働相談窓口を開設しております。

相談窓口	電話番号	相談内容
【各労働基準監督署】 ①熊本労働基準監督署 ②八代労働基準監督署 ③玉名労働基準監督署 ④人吉労働基準監督署 ⑤天草労働基準監督署 ⑥菊池労働基準監督署	①096-206-9829 ②0965-32-3151 ③0968-73-4411 ④0966-22-5151 ⑤0969-23-2266 ⑥0968-28-2665	< 事業主の方へ > ・労働条件や労務管理に関する相談 ・復旧工事の計画など、健康・安全に関する相談 < 労働者の方へ > ・給料の未払等に関する相談 ・労災補償給付等に関する相談
【各公共職業安定所（ハローワーク）】 ①ハローワーク熊本 ②熊本県地域共同就職支援センター ③熊本ヤングハローワーク ④ハローワーク上益城 ⑤ハローワーク八代 ⑥ハローワーク菊池 ⑦ハローワーク玉名 ⑧ハローワーク天草 ⑨ハローワーク球磨 ⑩ハローワーク宇城 ⑪ハローワーク阿蘇 ⑫ハローワーク水俣	①096-371-8609 ②096-211-1233 ③096-385-8240 ④096-282-0077 ⑤0965-31-8609 ⑥0968-24-8609 ⑦0968-72-8609 ⑧0969-22-8609 ⑨0966-24-8609 ⑩0964-32-8609 ⑪0967-22-8609 ⑫0966-62-8609	・雇用保険の特例給付に関する相談 ・就職に関する相談
熊本労働局労働保険徴収室	096-211-1702	< 事業主の方へ > ・労働保険料の納付期限、猶予等に関する相談
熊本労働局助成金センター	096-312-3877	< 事業主の方へ > ・労働者を休業させる場合の雇用調整（雇用調整助成金等）に関する相談
熊本労働局需給調整事業室	096-211-1731	・労働者派遣に関する相談
熊本労働局雇用環境・均等室	096-312-3877	・その他相談先が分からない労働関係の相談



4 役所の手続・公共料金

(1) 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署	電話番号
熊本東税務署	0 9 6 - 3 6 9 - 5 5 6 6
熊本西税務署	0 9 6 - 3 5 5 - 1 1 8 1
八代税務署	(閉庁中)
人吉税務署	0 9 6 6 - 2 3 - 2 3 1 1
山鹿税務署	0 9 6 8 - 4 4 - 2 1 8 1
玉名税務署	0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 2 5
阿蘇税務署	0 9 6 7 - 2 2 - 0 5 5 1
菊池税務署	0 9 6 8 - 2 5 - 2 1 2 1
宇土税務署	0 9 6 4 - 2 2 - 0 4 1 0
天草税務署	0 9 6 9 - 2 2 - 2 5 1 0

- ・ 国税庁ウェブサイト（災害関連情報）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm#a002>



(2) 県税の特別措置

- ◆ 被災された方に対して、県税（個人事業税、自動車税、不動産取得税等）の減免措置が講じられる場合があります。また、家屋の全壊・半壊・床上浸水等、県税を納めることが困難と認められる事実が発生した場合、申請に基づき被害の程度に応じて、1年以内の期間について徴収の猶予が認められる場合があります。

また、熊本県では、令和8年熊本地震による県税減免等に関する相談窓口を設置しております。

- ・ 熊本県ウェブサイト（災害により被害を受けられた皆様へ ～県税の減免、申告・納付期限の延長等について～）

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/50530.html>



- ・ 令和8年熊本地震による県税減免等に関する相談窓口

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/16/243528.html>



- ◆ 詳しくは、熊本県税務課にお問い合わせください。

熊本県税務課 096-333-2098

(3) 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(保険料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。

詳しくは、各市町村の窓口にお問い合わせください。

(4) 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。

適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続方法については、各事業者へご確認ください。

《九州電力》 電気料金等の特別措置（電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除、工事費負担金等の免除、基本料金の免除等）は、最寄りの営業所にお問い合わせください。

《NTT西日本》 局番なし「116」、携帯電話からは0800-2000116

《NHK受信料》 災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和8年7月～8月の受信料が免除されます（2か月間）。詳しくは電話番号0570-077-077にお問い合わせください。

(5) 年金証書等を紛失した場合、年金保険料の納付の猶予

- ◆ 年金証書を紛失した場合は、再発行されます。また、年金手帳、基礎年金番号通知書を紛失した場合は、基礎年金番号通知書が再発行されます。
詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、各市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

年金事務所	電話番号
熊本東年金事務所	096-367-2503
熊本西年金事務所	096-353-0142
八代年金事務所	0965-35-6123
本渡年金事務所	0969-24-2112
玉名年金事務所	0968-74-1612

(6) 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

◆ なお、①令和6年4月1日から相続登記が、②8年4月1日から氏名又は名称若しくは住所の変更の登記が義務化されましたが、被災により履行期間内（※）に相続登記や住所等変更登記をすることが困難な事情があるときは、履行期間が経過した場合であっても登記をしないことに「正当な理由」があると認められ、過料が科されることはありません。

※ ①の履行期間：不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内

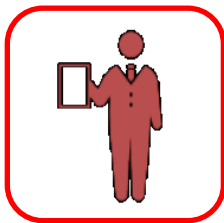
②の履行期間：住所等に変更があった日から2年以内

◆ 詳しくは、最寄りの地方法務局にお問い合わせください。

熊本地方法務局	電話番号
本局	0 9 6 - 3 6 4 - 2 1 4 5
宇土支局	0 9 6 4 - 2 2 - 0 3 2 0
玉名支局	0 9 6 8 - 7 2 - 2 3 4 7
山鹿支局	0 9 6 8 - 4 4 - 2 4 1 1
阿蘇大津支局	0 9 6 - 2 9 3 - 2 2 7 2
八代支局	0 9 6 5 - 3 2 - 2 6 5 4
人吉支局	0 9 6 6 - 2 2 - 3 3 9 2
天草支局	0 9 6 9 - 2 2 - 2 4 6 7
御船法務局証明サービスセンター	0 9 6 - 3 6 4 - 2 1 4 5

(7) 旅券手数料の減免

- ◆ 災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された災害により被害を受けた方のうち、 i) 居住していた住宅が被災により半壊以上又は床上浸水の被害を受けており、かつ ii) 災害救助法又は被災者生活再建支援法が適用された市町村に住民票を有している、又は被災当時に被災地に住民票を有していた方は、適用日から原則1年間パスポートの発給手数料が全額減免されます。
- ◆ 申請方法は、窓口での紙申請のみです。オンライン申請はできません。
- ◆ 通常の発給申請を行った場合、後から減免を申請することはできません。必ず申請時にお申し出ください。
- ◆ 詳しくは、各市町村の旅券窓口にお問い合わせください。



5 民間の手続（損害保険等）のこと

(1) 損害保険に関すること

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ ご契約の損害保険会社
 - ・ そんぽADRセンター
電話：03-4332-5241（受付時間 平日 9:15～17:00）
- ◆ 災害救助法が適用された地域（目次ページ参照）で、証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ・ 日本損害保険協会 自然災害損保契約照会センター
0120-501-331（受付時間 平日 9:15～17:00）
 - ・ 外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター
03-5425-7850（受付時間 平日 9:00～17:00）

(2) 生命保険に関すること

- ◆ 各社において、今回の災害で災害救助法が適用された地域（目次ページを参照）の被災契約者の契約について、次の特別取扱いが行われています。
 - ・ 申出により、保険料の払込みの猶予期間が最長6か月延長されます。
 - ・ 申出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いが行われます。
- ◆ 災害救助法が適用された地域（目次ページを参照）において被災し、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会 災害時受付専用連絡先
0120-001-731（平日 9:00～17:00）
 - ・ かんぽコールセンター
0120-552-950（平日 9:00～21:00、土・日・休日 9:00～17:00）

(3) 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ ゆうちょ銀行

詳細はゆうちょコールセンター（0120-108-420）へ

（平日 9：00～19：00、土・日・休日・12月31日 9：00～17：00）

（1月1日～1月3日・5月3日～5月5日は、ご利用いただけません。）

※ 携帯電話等からは通話料無料でご利用いただけます。

※ IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



6 教育に関すること

奨学金の緊急採用、返還期限猶予等

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用及び貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予願出、居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を受け付けています。
給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。
また、減額返還・返還期限猶予については、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する必要があります。
- ◆ 学生やその父母・留学生が居住する住宅に半壊以上、床下浸水等の被害を受けたり、自治体からの避難勧告等は1か月以上続いたりした方に対し、在学している学校を通じてJASSO支援金（10万円、返還不要）の申請受付をしています。
- ◆ 詳しくは、独立行政法人日本学生支援機構にお問い合わせください。
お問合せ先：奨学金相談センター
電話番号　：0570－666－301（ナビダイヤル）
受付時間　：平日9:00～20:00
（土日祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く。）

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2026072901.html>





7 事業経営に関すること

(1) 中小企業・小規模事業者の特別相談窓口

【経済産業省】

- ◆ 経済産業省は、被害を受けた中小企業・小規模事業者の方々を対象とした支援措置を行っており、災害復旧貸付の利用や融資及び返済については、次の窓口で相談を受け付けています。

都道府県	機関名等	連絡先
熊本県	日本政策金融公庫 熊本支店 中小企業事業	096-352-9155
熊本県	日本政策金融公庫 熊本支店 国民生活事業	0570-097-290
熊本県	日本政策金融公庫 八代支店 国民生活事業	0570-098-446
熊本県	商工中金 熊本支店	096-352-6184
熊本県	熊本県信用保証協会	096-375-2000
熊本県	熊本商工会議所	096-354-6688
熊本県	八代商工会議所	0965-32-6191
熊本県	荒尾商工会議所	0968-62-1211
熊本県	人吉商工会議所	0966-22-3101
熊本県	水俣商工会議所	0966-63-2128
熊本県	本渡商工会議所	0969-23-2001
熊本県	玉名商工会議所	0968-72-3106
熊本県	山鹿商工会議所	0968-43-4111
熊本県	牛深商工会議所	0969-73-3141
熊本県	熊本県商工会連合会	096-325-5161
熊本県	熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
熊本県	熊本県よろず支援拠点	096-286-3355
全国	全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5451

経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/20260729003.html>



【熊本県】

- ◆ 熊本県では、令和 8 年熊本地震により経営活動等への影響を受ける中小企業者の方々からの金融（県制度融資）・経営に関する相談を以下の窓口で受け付けております。

- ・ 熊本県商工振興金融課内

受付時間：平日・土日祝日 8:30～17:15（年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

連絡先：金融（県制度融資）に関すること 0 9 6－3 3 3－2 3 1 4
経営に関すること 0 9 6－3 3 3－2 3 2 6

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/61/274549.html>



【熊本市】

- ◆ 熊本市では、令和 8 年熊本地震により被災された市内中小企業者の方々からの相談を以下の窓口で受け付けております。

<金融（市制度融資）に関する相談>

- ・ 熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本市中央区手取本町1-1 8階

受付時間：平日 8:30～17:15（年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

連絡先：0 9 6－3 2 8－2 4 2 4

<経営に関する相談>

- ・ くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日1丁目14-1 くまもと森都心プラザ2階

受付時間：月曜～土曜 10:00～19:00／日曜、祝日 10:00～17:00

※第3水曜日(休館日)と年末年始を除く

連絡先：0 9 6－3 5 5－7 4 0 2

メール：business@stsplaza.net

備考：相談は原則予約制となっております。電話またはメールにてご予約ください。

熊本市ホームページ

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372112/index.html>



(2) 農林漁業者向けの相談窓口

【熊本県】

- ◆ 熊本県では、令和8年熊本地震による被害を受けた農林漁業者からの融資や既借入金の償還等について、相談を受け付ける金融相談窓口を設置しています。

- ・ 熊本県農林水産部団体支援課金融班

受付時間：平日8:30～17:15

連絡先：096-333-2371

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/72/274475.html>



- ◆ 熊本県では、令和8年熊本地震による被害を受けた農業者から作物の栽培や家畜の飼養技術、農地の復旧に関する事など、営農に関する事全般を受け付ける営農相談窓口を以下のとおり設置しています。

受付時間：平日9:00～17:00

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/274911.html>



窓口	連絡先
県央広域本部 農業普及・振興課	096-333-2776
宇城地域振興局 農業普及・振興課	0964-32-0351
上益城地域振興局 農業普及・振興課	096-282-3010
県北広域本部 農業普及・振興課	0968-25-4207
玉名地域振興局 農業普及・振興課	0968-74-2135
鹿本地域振興局 農業普及・振興課	0968-44-2118
阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	0967-22-0622
県南広域本部 農業普及・振興課	0965-33-3418
芦北地域振興局 農業普及・振興課	0966-82-5194
球磨地域振興局 農業普及・振興課	0966-24-4117
天草広域本部 農業普及・振興課	0969-22-4256

【熊本市】

- ◆ 熊本市では、令和8年熊本地震による被害を受けた農業者、漁業者向けの相談窓口を以下のとおり設置しています。

受付時間：平日8:30～17:15

熊本市ホームページ

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372171/index.html>



< 農作物や農業用機械などの被害に関する相談窓口 >

窓口	連絡先
北東部農業振興センター 農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター 農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター 農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター 農業振興課 河 内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター 農業振興課 南 農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

< 農地の被害などに関する窓口 >

窓口	連絡先
北東部農業振興センター 基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター 基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

< 水産物や水産業用施設などに関する相談 >

窓口	連絡先
水産振興センター	096-311-4010



8 医療機関等に関すること

(1) 医療機関等の受診

- ◆ 被災により、マイナ保険証、資格確認書や公費負担医療の受給者証等を紛失又は自宅等に残したまま避難し、医療機関等で提示できない場合でも、次の情報を医療機関等に伝えていただければ保険診療が受けられます。
- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 連絡先（電話番号等）
- ④ 加入している医療保険者が分かる情報（被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所）

(2) 介護サービスの利用

- ◆ 被災により、被保険者証及び負担割合証を紛失又は自宅等に残して避難している場合でも、次の情報を介護事業所等にお伝えいただければ、被保険者証等がなくても介護サービスを受けることができます。
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 生年月日
 - ④ 負担割合（1割又は2割）
-
- ◆ 災害救助法が適用された地域では、以下の柔軟な取り扱いが可能となりますので、詳しくは市町村にご相談ください。
 - 新規の要介護認定申請前でもサービスを受けることができます。
 - 被保険者証や負担割合証を紛失又は自宅に残したまま避難している方、要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行うことができます。
 - 既に要介護認定申請を行っている方に対して、市町村が認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができます。

- 要介護認定の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものとみなし、引き続きサービスを受けることができます。

- ◆ 既に居宅サービスを受けている方で、避難所や避難先の家庭等でもサービスを受けたい場合は、各市町村（保険者）にご相談ください。

(3) 震災後のこころのケアについて

- ◆ 令和 8 年熊本地震により、「眠れない」、「不安が強い」、「体調が優れない」などの心配や不安がある方におかれましては、以下の窓口にご相談できます。

- ・ 熊本県精神保健福祉センター「こころの健康相談電話」
： 0 9 6 - 3 8 6 - 1 1 6 6
受付時間：平日 9:00～16:00

- ◆ なお、熊本市内の方は以下の窓口にご相談ください。
・ 熊本市こころの健康センター
電話：0 9 6 - 3 6 2 - 8 1 0 0
受付時間：平日 9:00～16:00

(4) 熱中症予防、エコノミー症候群等の対策

- ◆ 熊本県では、震度 6 弱以上の地域で 20 人以上の方が利用できるクーリングシェルター（市町村が「暑さをしのぐ場所」として指定している施設です。冷房などの設備により、涼しく過ごすことができます。）を取りまとめています。最新の情報は熊本県ホームページをご確認ください。

対象施設一覧（令和 8 年 7 月 31 日現在）

施設名	所在地	開放可能時間	特記事項	受入可能人数
まるみつ浜線店	熊本市南区田迎 6 丁目 4-1	10:00～22:00	・ 店休日を除く ・ 18 歳未満の方は保護者同伴であっても利用できません。	50 人
ホームプラザナフコ西原店	西原村大字布田 1035-4	9:00～19:00		20 人
きずなの里	芦北町大字湯浦 1439-1	8:30～22:00	・ 避難所の開設に伴い、現在は土日祝日も開放中	20 人

※土日祝日も利用できます。

- ・ 熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/49/275092.html>



- ◆ 地震により長時間避難所で生活されたり、車中泊をされたりすると、熱中症、エコノミー症候群、食中毒などが発生する可能性が高くなります。

熊本県では、避難されている方や車中泊をされている方に向けた注意喚起を行っておりますので、ご覧ください。

避難されている皆様へ

注意!

地震により長時間避難所で生活されていると、エコノミークラス症候群、熱中症、食中毒が発生する可能性が高くなります。

避難所での集団生活では、以下の点に注意しましょう。

1 エコノミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、**エコノミークラス症候群**を起こす可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛み等が出現することもあります。足にできた血栓が肺に詰まり、突然の胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることもあります。

【予防方法】

- (1) 長時間同じ（特に車中等での窮屈な）姿勢でいないようにする。
- (2) 足首を前後に動かす、足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3) 適度な水分を取る。
- (4) 時々深呼吸をする。

2 熱中症の症状及び対策

気温が急に上昇した日は、片づけ作業や車内での作業に特に注意してください。

○ めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、こむら返り、頭痛、吐き気、だるさ

○ いつもと様子が違う、倦怠感、虚脱感

《重症時》○ 返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱い

【予防方法】

- (1) こまめに水分・塩分を補給する（のどが渇く前に飲む）
- (2) 暑さを避ける
 - ・ 日中の外出を控え、帽子や日傘を利用する
 - ・ 室内はエアコンや扇風機で温度管理する
 - ・ 風通しの良い服を着用し、保冷剤などで体を冷やす
 - ・ 外出時は日陰で休憩をとる

3 食中毒対策

- (1) 調理時は清潔に努め、手洗いもしっかり行いましょう。
流水がない場合は、ウェットティッシュなどで代用しましょう。
- (2) 生ものは避けて、**加熱したものを食べる**ようにしましょう。
- (3) 調理したものは、**早めに食べましょう**。
- (4) 食品は、**温度が上がらない冷暗所に保管**しましょう。
- (5) 食べ物が置いてある場所にペットなどの動物を近づけないようにしましょう。
- (6) 提供された食品は、消費（賞味）期限内に食べましょう。

4 その他

- (1) **具合が悪くなった場合は、早めに医師等に相談**しましょう。
- (2) **食物アレルギーのある方は、食事にアレルゲンが含まれていないか確認**しましょう。

連絡先: 熊本県健康づくり推進課 096-333-2208

熊本県健康危機管理課 096-333-2247

注意!

車中泊をされている皆様へ

車中泊をされている方は、以下の対策を行いましょう。



©2010 熊本県くまモン#熊本

1 熱中症の対策

めまい、手足のしびれ、こむら返り、頭痛、吐き気、だるさ、倦怠感等の症状は、熱中症の疑いがあります。特に返事がおかしい、意識消失、けいれん、体が熱い等の症状がある際は救急車（119）を要請してください。

予防方法

- ① こまめに水分・塩分を補給する（のどが渇く前に飲む）
 - ② 暑さを避ける
 - ・車両は日陰や風通しの良い場所に駐車する。
 - ・車内はエアコンや扇風機で温度管理する。
 - ・風通しの良い服を着用し、保冷剤などで体を冷やす
- ※ 乳幼児等を車の中で一人にさせないようにしましょう。



災害時の熱中症予防

2 エコノミークラス症候群の対策

長時間動かず、同じ姿勢でいると、エコノミークラス症候群を起こす可能性があります。足にできた血栓が肺に詰まり、胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることもあります。

予防方法

- ① 長時間同じ（特に車中等での窮屈な）姿勢でいないようにする。
- ② 足首を前後に動かす、足の指をこまめに動かす、または歩く。
- ③ 適度な水分を取る。
- ④ 時々深呼吸をする。

○ 予防のための足の運動



出典:厚生労働省ホームページ

**ホテル等への
避難ができます！**

※詳しくは、下記QRコードより熊本県ホームページをご覧ください。



熊本県



9 その他の情報・相談、 お役立ち情報ウェブサイト

(1) お役立ち情報ウェブサイト

【政府広報オンライン】

- ◆ 防災・減災に役立つ情報

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html



【熊本県】

- ◆ 令和 8 年熊本地震に関する情報

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/1/274517.html>



【熊本市】

- ◆ 令和 8 年熊本地震被災者支援制度

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00372110/index.html>



(2) 災害に便乗した悪質商法等の相談窓口

- ◆ 消費者ホットライン

電話：1 8 8（お近くの消費生活センターにつながります。）

受付時間：平日 9:00～17:00、土曜・日曜・祝日 10:00～16:00

- ◆ 熊本県消費生活センター

電話：0 9 6 - 3 8 3 - 0 9 9 9

受付時間：平日 9:00～17:00

- ◆ 最寄りの警察署又は警察相談専用電話番号

電話：# 9 1 1 0 又は 0 9 6 - 3 8 3 - 9 1 1 0

受付時間：平日 8:30～17:00

(3) ペットに関する相談等

- ◆ 令和 8 年熊本地震により、ペットが迷子になった、避難所でのペットの飼育のことで困っている、ペットフード等の物資が手に入らない、ペットを飼い続けることが難しい等のペットに関する相談を、以下の窓口で受け付けています。

- ・ 熊本県動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」

電話：0 9 6 4 - 2 7 - 8 1 1 5

電子メール：dobutsuaise@pref.kumamoto.lg.jp

受付時間：平日 9:00～16:00

※ 開設時間以外に緊急事案が発生した場合は、直接管轄の保健所にご連絡ください。

- ◆ 熊本地震ペット救護本部事務局（熊本県獣医師会）においてペットの一時預かりを受け付けています。

- ・ 受付窓口：一般社団法人熊本県獣医師会

- ・ 電話番号：0 9 6 - 3 6 9 - 7 8 0 7

- ・ 月～土曜 9:00～16:00（日曜、祝日を除く）

- ◆ 熊本県では、ペット同行避難が可能な避難所の情報を案内しています。

熊本県ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/275292.html>



(4) 災害サポート・レンタカーの無料貸出

- ◆ 一般社団法人日本カーシェアリング協会では、令和 8 年熊本地震により被災された方等を対象に、日常生活や片付けなどで車両が必要な方へ無料で車両の貸出しを行っています。

詳しくは、以下の URL 先（災害サポート・レンタカーに関するチラシ）をご覧ください。一般社団法人日本カーシェアリング協会にお問い合わせください。

- ・ 一般社団法人日本カーシェアリング協会

電話：0 5 0 - 5 7 9 9 - 4 7 4 0

受付時間：10:00～16:00（水曜・日曜・祝日を除く）

※ 予約は電話のほか、[ウェブサイト](#)でも可能です。





(5) 熊本県弁護士会による無料相談

- ◆ 熊本県弁護士会では、県内 8 か所の法律相談センターにて、令和 8 年熊本地震で被災された方及びご家族からの地震被害に関連する法律相談（面談）を無料で行っています。

相談時間：30 分

受付電話番号：0 9 6 - 3 2 5 - 0 0 0 9

予約方法：事前に電話でご予約ください。

相談場所：熊本県弁護士会の法律相談センター（8 か所）

<http://www.kumaben.or.jp/soudan/>



※ ご予約なく法律相談センターに来られても、その場でご相談をお受けできないことがあります。

※ ご予約いただく際は「熊本地震に関する相談」とお伝えください。

- ◆ また、熊本県弁護士会では、熊本地震に関する相談や様々な情報提供を電話により無料で行っています。

- ・ 無料電話相談「令和 8 年熊本地震なんでも無料電話相談」

電話番号：0 9 6 - 3 1 2 - 3 2 5 2

実施時間：令和 8 年 8 月 3 日（月）～ 8 月 12 日（水）（平日のみ）

受付時間：10:00～12:00、14:00～16:00

※ 通話料がかかります。

(6) 日本司法書士会連合会による無料相談

- ◆ 日本司法書士会連合会では、令和 8 年熊本地震の被災者等への支援として、災害対応実績のある司法書士による無料の電話相談を行っています。

電話番号：0 1 2 0 - 3 1 5 - 1 9 9

実施期間：令和 8 年 7 月 31 日（金）から 10 月 30 日（金）まで（土日・祝日を除く）

※ 終了日は変更する可能性があります。

受付時間：17:00～20:00

(7) ガソリンスタンドの営業状況

- ◆ 経済産業省資源エネルギー庁では、給油が可能なガソリンスタンドの営業状況を公開しています。

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ（住民拠点サービスステーション等検索）

<https://www.enecho-ss.meti.go.jp/b/enecho/>





10 外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

生活の困りごと、災害の時の案内など

◆ 日本 政府 観光局 (JNTO) Japan Visitor Hotline

病気、災害、非常時のサポート

050-3816-2787 (24時間、365日対応)

※ 対応：英語・中国語・韓国語



https://www.jnto.go.jp/projects/visitor_support/japanvisitorhotline.pdf

◆ 熊本県 外国人 サポートセンター (熊本県国際協会)

フォーム：

https://secnet.kumamoto-net.ne.jp/www.kuma-koku.jp/support-center/entry/pub/AnsForm.aspx?c_id=16&entry_ins=2&pg=1&mst=2



電話：080-4275-4489

070-5696-4810

相談 できる 時間：24時間 いつでも



Facebook：<https://www.facebook.com/KumamotoSupportCenterforForeignResidents>

LINE：

〈対応〉

- 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、マレー語、フランス語、ロシア語、ドイツ語、イタリア語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語

※ 通訳を介した三者での対応となる場合があります。



被災者支援の情報は、各関係機関・
団体等のホームページで、随時、更新
されています！

国・地方共通相談チャットボット

ガボット
Govbot



国・地方共通相談チャットボット（Govbot）

- ▶ URL はこちら↓
<https://www.govbot.go.jp>
- ▶ 右のQRコードもご活用ください。

